下妻市中小企業等光熱費高騰対策支援金交付事業を実施します

　　エネルギー価格高騰の影響を受ける市内中小企業者等に対し、事業の継続を支える資金として支援金を交付します。

**【交付対象】**

令和６年分の確定申告（市県民税申告の場合は市県民税申告で申告した経費）で、１年間分の光熱費等の合計額が年間120万円を超える個人事業者または直近１期（令和６年４月期決算から令和７年３月期決算までのいずれか）の事業年度の確定申告で、１年間分の光熱費等の合計額が年間120万円を超える法人のうち、以下の要件を全て満たす事業者。

(1)令和７年４月１日時点で、下妻市内に事業所を有し事業を営む中小企業等

(2)事業を継続する意思があること

(3)市税を滞納していないこと

※光熱費等とは、電気料金、ガス料金、上下水道料金、ガソリン代、灯油代、軽油代、重油代です。（光熱費等は、下妻市内の事業所で支出した経費を対象とし、販売等に供するものは除きます）

**【支援金の額】**

|  |  |
| --- | --- |
| **光熱費等の合計額（消費税を除く）** | **支援金額** |
| 年間120万円以上240万円未満 | 一律 ５万円 |
| 年間240万円以上480万円未満 | 一律 １０万円 |
| 年間480万円以上 | 一律 ２０万円 |

**【申請期間】**

令和７年６月２日（月）から８月２９日（金）まで

**【申請書類】**

(1)中小企業等光熱費高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）

(2)誓約書兼同意書（別紙）

(3)補助対象経費内訳書（様式第２号）

(4)申告書類及び交付要件確認書類の写し

・法人：決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価報告書など

　　の内訳が分かる資料）

　　・個人（青色申告）：確定申告書（第一表・第二表）及び所得税青色申告決算書（１～４

面）または収支内訳書

　　・個人（白色申告）：確定申告書（第一表・第二表）及び収支内訳書

　　・個人（市県民税申告）：市県民税申告書及び収支内訳書

(5)本人確認書類の写し

　　・法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から３か月以内のもの））

　　・個人：運転免許証（両面）・マイナンバーカード（表面）など

(6)市外に本店がある場合は、市内の事業所が確認できる書類の写し（公共料金領収書など）

(7)振込先口座の通帳等の写し

(8)チェックリスト

**【申請方法及び申請先】**

上記申請書類を揃えて、下記窓口まで提出してください。（郵送可、当日消印有効）

　〒304-8501　下妻市本城町三丁目13番地　下妻市役所商工観光課商工係

　TEL 0296-45-8993　FAX 0296-44-6004

**【申請書類の入手方法】**

申請書類は、当該ページ下部からダウンロードしていただくか、以下の場所からも入手できます。

１．下妻市役所　本庁舎（２階）

２．下妻市商工会

３．常陽銀行　下妻支店

４．筑波銀行　下妻営業部

５．筑波銀行　たかさい支店

６．茨城県信用組合　下妻支店

７．結城信用金庫　下妻支店